

## 支部運営規程

### 1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款施行細則第2条に基づき、協会の支部運営について定める。

### 2. 事 務 所

協会「支部規程」第2条に基づく各支部の事務所は支部長が所属する学校事務所、または支部長の自宅に置く。

但し、事情により変更することが出来る。

### 3. 活 動 目 的

協会「定款」3条に則った活動を行うと共に、支部会員相互の親睦と地位向上及び地域の発展に寄与することを活動目的とする。

### 4. 事 業

協会「定款」第4条に則った事業を行うため、次の条を行う。

- (1) 協会の事業計画を推進する事業
- (2) 会員の質向上を目的とした事業（研修会・検定会等）
- (3) 会員相互の親睦と地位向上に必要な事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

### 5. 会員の所属と所属解除

会員の支部所属は、「支部規程」第4条に基づき、所属解除は、「定款」第10条による資格喪失、第11条による任意退会、第12条による除名及び公認スキー学校の所属解除の場合とする。

### 6. 支部全体会議

- (1) 支部全体会議は、各支部に所属する正会員によって構成する。
- (2) 支部全体会議で、支部長の選任を行う。
- (3) 支部長は支部役員会で決定した、事業報告及び決算、事業計画及び予算等を支部全体会議で報告する。
- (4) 支部全体会議の開催時期は、協会の決算に合わせて開催する。

### 7. 役 員

各支部は次の役員を置く。

- (1) 支 部 長        1名
- (2) 副支部長     1名以上3名以内
- (3) 監      事     1名以上2名以内
- (4) 会計担当     1名以上2名以内
- (5) 委      員     1名以上5名以内
- (6) その他支部に於いて必要に応じて役員を若干名置くことが出来る

#### 8. 役員を選任

支部長は支部全体会議で選任し、副支部長・監事・会計担当・委員は支部長が任命する。

#### 9. 役員の職務

- (1) 支部長は支部を代表し会務を総括する
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長が職務を遂行できない場合は代行する
- (3) 監事は役員の業務執行の監査および決算時会計の監査を行う
- (4) 会計担当は会計事務を担当する
- (5) 委員は委員会を構成し会務を執行する

#### 10. 役員の任期

役員は任期2年とし、再任を妨げない。任期中に欠員を生じた時は役員を補充することができる。ただし補充役員は、前任者の残存期間とする。

#### 11. 役員報酬

支部の役員報酬、旅費等は、協会「旅費規程」に準ずる。

#### 12. 支部会費

各支部の会費は、各支部に於いて定める。

#### 13. 会計年度

- (1) 各支部の会計年度は毎年10月1日より翌年9月30日までとする。
- (2) 毎年4月末に中間報告、6月末に次期の収支予算案を協会に提出する。

#### 14. 報告

- (1) 事務所の住所・電話番号等に変更があった場合は速やかに協会に報告する。
- (2) 協会に対し毎年4月末に中間報告、6月末に次期の収支予算案を提出する。
- (3) 協会に対し毎事業年度経過後20日以内に事業報告する。

附則 この規程は、平成29年10月1日から施行する。